

兵庫県立大学聴講生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学学則(平成25年法人規程第75号)第39条第2項及び兵庫県立大学大学院学則(平成25年法人規程第76号)第35条の規定に基づき、聴講生に関して必要な事項を定めるものとする。

(出願手続)

第2条 聴講を願い出る者は、聴講生許可願(様式第1号)に健康診断書、写真2枚を添え、所定の期日までに、学務所管課に提出しなければならない。この場合において、願い出る者が外国人の場合にあつては、住民票の写しも併せて提出しなければならない。

(選考)

第3条 聴講生の選考は、聴講生許可願(様式第1号)その他の書類による審査等に基づき、教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)(全学共通科目の履修を願い出る科目等履修生にあつては、高等教育推進機構長を含む。)の意見を聴いた上で、行うものとする。

(許可の手続)

第4条 学長は、前条の規定による選考に合格し、所定の期日までに入学手続に関する書類を添えて入学料を納付した者に入学を許可する。ただし、全学共通科目の聴講を願い出る聴講生の選考については、高等教育推進機構長と協議しなければならない。

(入学の時期及び聴講期間)

第5条 入学の時期は、各学期の始めとする。

- 2 聴講期間は、聴講を許可された授業科目の開講期間とし、1年以内とする。
- 3 前項の聴講期間に引き続き聴講を願い出る者は、改めて第2条に規定する手続によらなければならない。

(聴講科目)

第6条 聴講することができる科目については、科目等履修生規程(平成25年公立大学法人兵庫県立大学規程第114号)第11条の規定により定めるものに準ずる。

(聴講科目取消)

第7条 聴講科目の取消しをしようとする者は、当該聴講科目の授業が始まる前までに、聴講科目取消願出書（様式第2号）により願い出るものとする。

（実費の徴収）

第8条 実験実習等に要した実費は、徴収する。

（許可の取消し）

第9条 学長は、聴講生として不相当と認められた者があるときは、教授会等の意見を聴いた上で、許可を取り消すことができる。

（補則）

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、各学部又は各研究科において別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日改正）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日改正）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)



聴講生許可願

令和 年 月			
日 兵庫県立大学長 様			
ふりがな 氏 名			
本籍地(都道府県のみ)		生年月日	年 月 日生
現住所	〒	TEL	
職業(具体的に)		勤務先及び所在地	TEL
最終学歴		年 月	卒業・修
聴講を希望する学部・研究科			学部・研究科
以下の※については外国人の志願者のみ記載してください。			
国籍※		在留資格※	
在留期間※		年 月	日まで
日本における 緊急連絡先※	氏名		
	住所	〒	TEL
本国連絡先※	住所	TEL	
聴講生として下記科目の聴講を希望しますので、許可くださるようお願いいたします。 記			
科 目 名	教 員 名	曜日・時限	備 考

(注) 全学共通科目については、備考の欄に「全学共通科目」と明記して下さい。

様式第2号（第6条関係）

聴講科目取消願出書

令和 年 月 日

兵庫県立大学長 様

氏名

令和 年 月 日付で聴講申し込みをしました聴講科目のうち、下記の科目については取り消したいので願い出ます。

記

取消理由

科目名

科目名	前期・後期の別		備考
	前期	後期	

（注）全学共通科目については、備考の欄に「全学共通科目」と明記して下さい。